

【中国】コンピュータ犯罪に関する司法解釈

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* コンピュータ情報システムの安全を脅かす犯罪に関する刑法の規定に対する司法解釈が、最高人民法院と最高人民検察院との連名により、2011年8月1日に公布、9月1日に施行された。具体的な量刑の基準を示し、厳しく罰することでコンピュータ犯罪の増加を防ぐ狙いである。

コンピュータ犯罪と刑法

司法解釈とは、最高人民法院及び最高人民検察院が単独又は連名で行う法律解釈であるが、単なる解釈ではなく、法律の不備を補う立法的役割も果たしているとされる。

コンピュータ情報システム（以下「システム」）の安全を脅かす犯罪に関して、1997年刑法では、国の事務、国防又は先端科学技術分野のシステムへの不法侵入罪（第285条）及びシステム破壊罪（第286条）を定めていた。2009年の第7次刑法改正では、第285条に2項を追加し、上記以外のシステムへの不法侵入、データの不法取得、システムの不法支配、違法行為に用いられるプログラム・ツールの提供も処罰の対象とした。しかし、これらの規定では、量刑の基準について「情状が重い場合」等の表現が用いられ、明確ではなかった。今回の「システムの安全に危害を及ぼす刑事案件の処理における法律適用の若干の問題に関する解釈」（以下「司法解釈」）（注1）により、具体的な行為、数値等の基準が示された。この解釈の制定の背景には、近年のインターネットの普及に伴うコンピュータ犯罪の増加がある。「中国のインターネットの状況」（注2）によれば、2009年度にハッカーにより改ざんされたウェブサイトは42,000、ワームウイルスに感染したコンピュータは毎月1800万台に達するという。

刑法の規定及び司法解釈の概要

【刑法第285条第2項】システムへの不法侵入、不法な情報取得、システムの不法な支配について、情状が重い場合には、3年以下の有期懲役若しくは拘留に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合には、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（司法解釈）情状が重い場合とは、①支払・決算、証券取引、先物取引等のネット金融サービスのID認証情報10組以上の不法取得、②①以外のID認証情報500組以上の不法取得、③20台以上のコンピュータのシステムの不法支配、④不法に5千元以上を取得し、又は1万元以上の経済的損失を与えた場合、⑤その他である。情状が特に重い場合とは、①～④の基準値が5倍以上となる行為等である。

【同条第3項】専らシステムへの侵入、不法な支配に用いられるプログラム及びツールを提供し、又は当該犯罪を行うことを知りながら、他人にプログラム等を提供した者で、情状が重いものは、第2項の規定により処罰する。

(司法解釈) 専らシステムへの侵入、不法な支配に用いられるプログラム及びツールを次のように定義する。①システムの安全保護措置を回避し又は突破し、権限がないのに又は権限を超えて(a)システムのデータを取得する機能を有するもの、又は(b)システムに支配を及ぼす機能を有するもの、②その他専らシステムへの侵入、不法支配及び情報の不法取得のために設計されたプログラム及びツール。また、情状が重い場合とは、①ネット金融サービスのID認証情報の不法な取得に用いることができるプログラム等を延べ5人以上に提供し、②専ら①以外のシステムに侵入し不法に支配するプログラム等を延べ20人以上に提供し、③他人が①の犯罪行為を行うことを知りながら、プログラム等を延べ5人以上に提供する行為等である。

【刑法第286条第1項・第2項】システムの機能に削除、変更、追加等をし、システムの正常な運行を不能にし、結果が重大な場合には、5年以下の有期懲役又は拘留に、結果が特に重大な場合には、5年以上の有期懲役に処する(第1項)。システムで保存、処理又は伝送されるデータ及び応用プログラムに対して削除、変更、追加等の操作をし、結果が重大な場合は、第1項の規定により処罰する(第2項)。

(司法解釈) 結果が重大な場合とは、①10台以上のコンピュータのシステムのソフト又はハードの正常な運行を不能にした場合、②20台以上のコンピュータのシステムに保存、処理又は伝送されるデータに対し削除、変更、追加等の操作を行った場合、③不法に5千元以上を取得し、又は1万元以上の経済的損失をもたらした場合、④100台以上のコンピュータ又は1万以上の利用者にサービスを提供するシステムに累計1時間以上の運行の不能をもたらした場合等である。また、結果が特に重大な場合とは、①～③の基準値が5倍以上となる行為、国の機関、金融、電信、交通、医療等の分野のシステムの機能、データ等を破壊し、生産や生活に影響を与えた場合等をいう。

【同条第3項】コンピュータウイルス等の破壊的プログラムを故意に作成し、又は伝播させ、システムの正常な運行に影響を及ぼし、結果が重大な場合には、第1項の規定により処罰する。

(司法解釈) コンピュータウイルス等の破壊的プログラムを、①インターネット、保存媒体、ファイル等を通じて、自身の一部、全部又は変種を複製し、伝播させ、かつコンピュータの機能、データ又は応用プログラムを破壊し、②事前に設定された条件の下で自動的に起動し、システム、データ又はプログラムを破壊し、③その他専らシステムの機能、データ等を破壊するよう設計されたものと定義する。また、刑法の同項に規定のない場合において、結果が特に重大なときについても定めている。

司法解釈は、そのほかに、ID認証、経済的損失等の用語の定義、組織犯罪の処罰、共同犯罪の基準等を定める。

注(インターネット情報はすべて2011年9月20日現在である。)

(1)「两高关于办理危害计算机信息系统安全刑事案件应用法律若干问题的解释」

<http://www.court.gov.cn/xwzx/tt/201108/t20110830_165020.htm>

(2)「中国互联网状况」<http://www.gov.cn/zwgk/2010-06/08/content_1622866.htm>